

視 察 報 告 書

報告者氏名 : 泉谷 翔

会 派 名 : 自由民主党

期 間 : 令和6年11月6日(水)～11月8日(金)

視察都市等及び視察項目 :

- ① 愛知県豊田市 アドバンス・ケア・プランニング(ACP [通称:人生会議])の推進について
- ② 滋賀県社会福祉協議会 子どもの笑顔 はぐくみプロジェクトについて
- ③ 北海道札幌市 子ども発達支援総合センター「ちくたく」について

概 要 :

- ① 豊田市では、自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを周囲の人たちと事前に話し合い共有する「アドバンス・ケア・プランニング＝ACP(通称:人生会議)」の取組を推進しており、市民向けにガイドブックを作成し、その重要性や具体的な進め方について分かりやすく説明している。また、市内の医療機関や介護施設と連携し、アドバンス・ケア・プランニングの実践を支援している。
- ② 滋賀県社会福祉協議会は、子どもや高齢者、福祉人材などが「つながる」ことができる仕組みをつくり、孤立・孤独を防止する取組を行っている。その取組の一つとして、滋賀県内200ヶ所以上に広がる「遊べる・学べる 淡海子ども食堂」の継続的な運営のバックアップなど、子どもを真ん中に置いた地域づくりをさらに進めるための応援団をつくるプロジェクト「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクト」を立ち上げ、行政とも連携しながら、子どもの居場所づくりなどに積極的に取り組んでいる。
- ③ 札幌市の子ども発達支援総合センター「ちくたく」は、子どもの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療・福祉の一元的な支援を目指すための複合施設である。児童精神科、小児科、整形外科を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設、福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前の子どものための通所施設部門として児童発達支援センターがあり、それぞれの部門が協働しながら、一人ひとりの子どもに対して必要な支援を考えている。

所感等：

① 愛知県豊田市 アドバンス・ケア・プランニング（ACP [通称：人生会議]）の推進について

全国的に加速が進む高齢化社会において、在宅や施設での看取りが増える中で、患者本人の意思に沿った医療やケアを実現するために終活を支援する取組が各地で行われている。

本市でも多分に漏れず「わたしの終活登録」と題し、生年月日や医療に関する情報はじめ、遺言書の保管場所やその場所を開示する対象者、またエンディングノートの保管場所や預け先など、本人に関する様々な個人情報や預かるサービスを提供しているほか、本人が元気なうちから、自分の人生の最終段階について考えられるきっかけづくりとして「横須賀版リビング・ウィル」を発行している。これは、市民が医療と介護のサービスを受けながら安心して在宅で療養できる体制づくりを進めるために、平成23年度から「在宅療養連携推進事業」に取り組んでおり、その一環として作成されたものであり、病気の説明に関する希望や人生の最終段階における医療の希望、最期を迎えたい場所などを本人の意思表示として提示しておく、というものであるが、全国的に見ても進んだ取組として注目を集めてきた。

一方で厚生労働省では、さらに踏み込んだ取組として、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及を進めている。

令和5年度に厚生労働省が配布した「人生会議」普及・啓発用ポスターには、「“もしものときにどうしたいか”は、変わっていくことがある。」というキャッチコピーに表現されるように、どのような生き方を望むのかは一人ひとり異なっており、またライフステージとともに変化していくものである。

ACPとは、将来の人生をどのように生活をして、どのような医療や介護を受けて最期を迎えるかを計画し、自身の考えを心づもりとして、家族や近い人、医療やケアの担当者と繰り返し話し合い、共有しておくという取組であり、全国の自治体が注目し始めている。

今回視察に伺った愛知県豊田市では、「超高齢社会への適応」を重点事業として位置付け、国が示す「地域共生社会」・「地域包括ケアシステム」の考え方を踏まえ、独自の「地域共生型社会システム」の構築を目指している。そうした流れから、世代や対象を問わず、在宅で生活をされる市民を支えていくことを念頭に、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」を2017（平成29）年に策定した。

さらに、国による意思決定支援の各種ガイドラインが策定され、2019（令和元）年からは、世代や対象を問わない「意思決定支援」をテーマとし、意思決定支援に関するニーズや課題等の把握を進めてきた。

多職種が在宅療養者等の意思決定を支援できる環境整備について、多くの意見・課題認識があったことを踏まえ、在宅で生活する市民の意思決定を支えていくための取組を検討するため、2019（令和元）年度、意思決定支援に関する検討ワーキンググループが設置された。検討ワーキンググループを構成するのは、医師会・歯科医師会・薬剤師会、訪問看護部会、ケアマネ部会、地域自立支援協議会、成年後見支援センター、基幹包括支援センター、MSW、消防本部（警防救急課）など多職種にわたり、多面的に意見を集めている。

こうしたワーキンググループのなかで、ACPに取り組むきっかけとなるツールとして「わたしのノート（スタート編）」が作成されたほか、本人・家族等が望む療養生活の実現に向けて、医療・介護専門職が、本人・家族等とどう関わり支援したのか、市内で実際にあった「ACPに関する事例集」が作成されるなど、ACPの普及に向けて様々な取組が行われている。

この「ACPに関する事例集」に掲載されている事例の中でも、ACPに取り組んでいたことにより、本人の好みや希望を叶える在宅介護メニューを選択できたり、終末期まで本人の尊厳を守ることに繋がったりするなど、市民の意思決定を支援する取組として非常に参考となった。

今回の視察を通じて、本市においても終活支援事業の一環として「人生会議：ACP」を積極的に推進すべきという思いに至っている。人生の最終段階を迎える際、本人の希望するところではない、言わば一方的な医療行為が行われているケースは多々あると認識している。そこには当然、本人を想う家族の考えや、倫理的な医療によるものがほとんどだと思うが、「誰もひとりにさせないまち」をうたう本市においては、人生の幕を閉じるその瞬間まで、本人の意思と尊厳を守ることは大変重要であり、個人の意思決定支援を強く推進する必要があると考える。

今回の視察を通じて得られた知見を活かし、本市における意思決定支援事業の取組が円滑に推進されるよう寄与していきたい。

② 滋賀県社会福祉協議会 子どもの笑顔 はぐくみプロジェクトについて

企業や各市町の社会福祉協議会などと協力し、県内 200 ヶ所以上に広がりを見せる「遊べる・学べる 淡海子ども食堂」の継続的な運営バックアップをはじめ、子どもを真ん中に置いた地域づくりをさらに進めるための応援団をつくる「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクト」の取組について視察に伺った。

まず、県の社会福祉協議会がここまで直接的な取組を行っていることに驚かされた。本市においては、子ども食堂などの事業において、神奈川県社会福祉協議会の名前が挙

がることは基本的に無いため、滋賀県社協がどのような規模で、どのように運営のサポートを行っているのか、非常に興味があった。

端的に言えば、神奈川県と滋賀県では人口規模に大きな差があるため、県内の需要をカバーできるとのことだった（滋賀県の人口は約 140 万人）。例えば、子ども食堂については、県社協が主体となって運営サポートを行っているが、大津市などの大きな自治体については市社協が運営サポートを担い、それを「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクト」としてサポートしているとのことだった。

プロジェクトの具体的な取組として最も目を引いたのは、民間企業との連携だった。県社協が求める支援内容と、社会貢献を行いたいという民間企業の思いが見事にマッチングされており、聞いたところによると県社協の職員がスーパー営業マンのように県内を走り回って、民間企業からの支援体制を確立しているということだった。

このように、滋賀県社協が中心となって、支援を求める側と支援の手を結びつけるような仕組みが非常に素晴らしいと感じられた一方で、優秀な職員の営業力などに依存している点も多くみられたことから、持続可能な仕組みになっているのかが心配になり、質問してみたが、基本的に県社協は、マッチングをするプラットフォームのような役割を担っているため、流動的な部分は否めないが、持続性に心配な点はほとんど無いとのことだった。

本市に照らし合わせてみれば、人口の違いや、それによる市社協の動き方の違いがかなり大きいため、滋賀県社協の取組は正直参考にしづらい点は多くあった。ただ民間企業との連携で子どもをサポートする取組や、その支援の流れなど、「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクト」の事業内容は参考にできる部分も多々あると感じた。本市の取組に注目するなかで、今回の視察内容を活かしていけたらと思う。

③ 北海道札幌市 子ども発達支援総合センター「ちくたく」について

子どもの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療と福祉の一元的な支援を行うための施設である、子ども発達支援総合センター「ちくたく」の視察に伺った。「ちくたく」は、医療部門や通所施設部門、また入所施設部門や入所している児童のための学校など、複数の施設が集まった複合施設となっており、それぞれの部門が協働しながら一人ひとりのお子さんに対して必要な支援を考えられる施設であることが大きな特徴となっている。各施設の特徴は以下の通り。

- ・ 地域支援室

子どもの発達や行動に心配がある場合や施設を利用したい、福祉的な制度を使いた

い、などの相談ができる子ども発達支援総合センターの総合相談窓口を担っている。

- ・ 医療部門

小児科、整形外科、児童精神科を持っており、心身の発達の遅れや障がい疑われる子どもを医学的に診断している。また、心理治療や理学療法・作業療法・言語聴覚療法などのリハビリテーションを行っているほか、デイケア、保育、家族支援、各種相談等も行われている。

- ・ 児童発達支援センター

就学前の子どものための通所施設部門であり、主に知的発達に心配のある児童を対象として、日々の生活や遊びの中で人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期に心身の発達を支援していくことを目的としている。また、保護者に対し、発達支援に関する知識の修得や日常生活、就学などについての相談援助を行っている。

- ・ 入所施設部門（児童心理治療センター ここらぼ）

主に18歳未満の心理的ケアが必要な子どもを受け入れる施設。心の悩みや情緒的な困難さにより地域や家庭での生活が困難な子どもを児童相談所の措置により一定期間預かり、併設されている学校施設（のぞみ分校）と連携を図りながら、入所による生活指導・心理支援を行う。

- ・ 入所施設部門（自閉症児支援センター さぼこ）

主に18歳未満の自閉症の子どものための施設。一人ひとりに合った関わり方や環境の見直しを進めるとともに、併設されている福祉施設・医療機関・学校とも連携を図り、福祉・医療・教育の協働をすすめている。また家族の相談も受ける中で、子どもの成長について一緒に確認し、子育ての悩みや不安の解消に努めている。

各施設を視察するなかで、非常に優れていると思った点が、ただ単に施設が集まった複合施設だけでなく、各施設の専門医や専門家が複合的に診療・治療・生活支援を行っているということである。一人ひとりの子どもについて各分野から多角的なサポートを行うことで、本質的な意味での複合施設が形成されていると感じられた。

ただし、これを本市で実現できるかという点と全く現実的ではないと考える。特に入所施設部門にあたる施設を持つことをはじめ、提供しているサービス内容や運営の規模を考えても、中核市では運営が難しく、政令指定都市である札幌市だからこそ実現できていると考える。本市においては規模感が異なるかもしれないが、各地域に点在する施設や、また近隣自治体と広域的に連携することで、支援の手を必要としている子どもを取り巻く環境に変化を起こせる可能性はあると感じられた。

① 愛知県豊田市 アドバンス・ケア・プランニングの推進について



② 滋賀県社会福祉協議会 子どもの笑顔 はぐくみプロジェクトについて



③ 北海道札幌市 子ども発達支援総合センター「ちくたく」について

